

○契約監視委員会設置規程

(平成21年11月26日規程第56号)

改正 平成26年10月23日規程第73号 平成26年12月25日規程第93号  
平成27年7月30日規程第80号 平成30年11月15日規程第92号

(設置)

第1条 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)の趣旨を踏まえた「契約状況の点検・見直し方針」(平成21年11月26日理事会議決定)により、国立研究開発法人理化学研究所(以下「研究所」という。)に契約監視委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(職務)

第2条 委員会は、以下に掲げる職務を行い、理事長に意見等の具申を行う。

- (1) 研究所の調達等合理化計画の策定及び自己評価の際における点検
- (2) 研究所における契約についての点検・見直しに関する報告を受け、個々の契約案件についての事後点検

(構成)

第3条 委員会の委員は、次の者をもって構成する。

- (1) 理事長の指名する外部有識者 3名
  - (2) 監事 2名
- 2 外部有識者を指名するにあたっては文部科学大臣の了解を得るものとする。
- 3 委員会に委員長を置き、委員の互選により決定する。
- 4 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(委員会)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、年2回以上開催する。
- 3 委員会は、委員の過半数をもって成立する。
- 4 委員会は、非公開とし、議事の概要を公表する。

(守秘義務)

第5条 委員は、委員会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、監事・監査室が行う。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成21年11月26日から施行する。

附 則(平成26年10月23日規程第73号)

この規程は、平成26年10月24日から施行する。

附 則(平成26年12月25日規程第93号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年7月30日規程第80号)

第1条 この規程は、平成27年7月31日から施行する。

第2条 この規程の第1条の委員会は、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）及びこれを踏まえた「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく委員会とみなすものとする。

附 則(平成30年11月15日規程第92号)  
この規程は、平成30年12月1日から施行する。